



# ペダル付き電動バイク



## ペダル付き電動バイクとは？

『ペダル』と『モーター』を備える車両で、

- スロットルが備えられ、モーターのみで走行できるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるものが該当します。

## ペダル付き電動バイクの区分は？



自転車ではなく、**一般原動機付自転車**又は**自動車**に該当します！

見た目は似ていますが、「**電動アシスト自転車**」とは別の乗り物です。

	免許	ヘルメット	自賠償保険	ナンバープレート	走行場所
ペダル付き電動バイク	必要	必要	必要	必要	車道のみ
電動アシスト自転車	不要	努力義務	不要	不要	車道、自転車道、自転車専用通行帯 等

※ ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルールが適用されます（自転車扱いではありません）。

## ペダル付き電動バイクに適用される交通ルール

- 一般原動機付自転車又は自動車を運転することができる運転免許
- ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー等の備付け
- ナンバープレートの取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入
- 車両用の信号に従うこと
- 規制標識に従って走行すること

などがあります。



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



X(旧ツイッター)を運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

